

岐阜県公報

第二千一百十七号
平成二十二年一月二十六日

(火曜日)

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 五五^{ページ}
 救急医療施設の委嘱 (医療整備課) 五五

選挙管理委員会

設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 五六
 政治団体の異動事項の公表 (同) 五六
 訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表 (同) 五六
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 五七
 指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 五八
 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 五八

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 五八
 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地計画課) 五九
 建設業法に基づく建設業者の営業停止処分 (建設政策課) 五九
 公共測量の終了 (用地課) 六〇
 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 六一
 指定管理者の指定 (街路公園課) 六二

告示

岐阜県告示第三十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

| 名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日 |
|----------|-------|-----------------|------------|
| 株式会社大塚石油 | 大塚清文 | 岐阜市則武一八三七番地の | 平成二二・一一・三一 |

岐阜県告示第三十二号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十二年一月十三日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限

市立恵那病院 恵那市大井町二七二五 平成二五・一・二二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政界団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その登録番号次の

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|--------|----------|---------------|
| 大西たかひろ後援会 | 大西隆博 | 大西隆博 | 岐阜市太郎丸北浦122 5 |

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

岐阜県選挙区（田原十二区）選挙区（田原十二区）第一選挙区（田原十二区）の選挙区において、選挙区民の選挙権の行使が認められたので、同法第七条の二第一項の規定により、その登録番号次の選挙区民の登録番号を

平成二十二年一月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 幸

選挙管理委員会

平成二十二年一月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 幸

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|--------------|------------|---------------|----------------|
| 自由民主党大野連合支部 | 代表者 | 木本新一 | 殿地昇 |
| | 会計責任者 | 滝上耕平 | 金子宗宣 |
| 自由民主党美濃加茂市支部 | 主たる事務所の所在地 | 高山市朝日町青屋29 53 | 高山市清見町牧ヶ河 1213 |
| | 会計責任者 | 森弓子 | 加藤次郎 |

| | | |
|--------------------|------------------|-----------------|
| 赤尾俊春後援会 | 赤尾多美子 | 赤尾悟 |
| あちは吉信後援会 | 多治見市小田町6 17 1 | 多治見市太平町4 38 |
| 岩井豊太郎後援会 | 大垣市柴田町2 73 7 | 岩井正一 17 66 |
| 岩井豊太郎後援会 岩井留生支部 | 大垣市牧野町1 27 1 | 小藪良樹 大垣市木呂町476 |
| 岩井豊太郎後援会 岩井里支部 | 大垣市久徳町43 | 日比野茂樹 大垣市荒川町389 |
| 岩井豊太郎後援会 岩井航瀬支部 | 大垣市嘉樹 | 志知正敏 |
| 岩井豊太郎後援会 岩井合支部 | 小倉和雄 | 高田一郎 |
| 川合よしひろ後援会 | 美濃加茂市加茂野町 木野1216 | 可児市今渡1595 45 |

| | | | |
|---------------------|------------------|--|-------------------|
| 郡上市を市民の力で築く武蔵藤谷治後援会 | 代 表 者 | 高 原 守 守 | 山 田 弘 夫 |
| 永田会 | 代 表 者 | 三 浦 敏 博 | 清 水 稔 |
| 山田良司後援会 | 代 表 者 | 田 中 誠 | 森 岡 基 幸 |
| | 会 計 責 任 者 | 法第19条の7第1項に係る団体第1号に政治団体第19条の係る団体第2号に政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 山本勝敏後援会 | (公職の種類) | 衆議院議員 | |
| | 公職の候補者の氏名及び公職の種類 | 山 田 良 司 山 衆 議 院 議 員 | |
| 代 表 者 | 橋 岡 輝 男 | 尾 関 行 雄 | |

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年一月十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

| | | | |
|--------------|-------------|-----------------|---------------|
| 政治団体の名称 | 代 表 者 の 氏 名 | 会 計 責 任 者 の 氏 名 | 主たる事務所の所在地 |
| 自由民主党岐阜県大垣支部 | 平 工 邦 孝 | 森 卿 行 | 関市下之保2915 |
| 高橋一郎後援会 | 高 橋 一 郎 | 高 橋 由 美 子 | 揖斐郡揖斐川町小津1949 |
| 戸部弘後援会 | 戸 部 直 清 | 江 崎 満 | 本巣市軽海121 1 |
| 横山隆一郎後援会 | 横 山 康 彦 | 横 山 英 美 子 | 各務原市蘇原宮代町2 40 |

及び選挙区（平成二十年分）政治資金パーティーの取組に係る収入の内訳とその他の

政治団体名「
岐阜市」

岐阜県エルピー
カズ協会西濃支部 法人等 321,000円

岐阜県エルピー
カズ協会西濃支部 法人等 321,000円

大垣市「
野田聖子後援会連合会
感謝のつどい」 法人等 1,200,000円

大垣市
「カズ」

岐阜市

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

| | | | |
|-------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|
| 解散年月日 | 政党又は政党の支部の場合その旨の表示 | 当該政党の支部を支部とする政党の名称 | 一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示 |
| 平成21年12月4日 | 政党の支部 | 自由民主党本部 | 一以上市町村区域等 |
| 平成20年4月1日 | | | |
| 平成21年12月20日 | | | |
| 平成21年12月31日 | | | |

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

| | | | | |
|-----------|-------|-----------|--------------------------|--------|
| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
| 大西 隆博 | 岐阜市長 | 大西たかひろ後援会 | 岐阜市太郎丸北浦122 ⁵ | 大西 隆博 |

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 名 称 | 所 在 地 |
| 特別養護老人ホーム ぎふ愛の里 | 揖斐郡大野町大字大野字上城東742番地1 ⁴ |

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年一月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年一月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社鈴茂商事

三 建物の名称及び所在地

パロー正家店

恵那市長島町正家字赤田三六番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ビーワン恵那店

(変更後) パロー正家店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社鈴茂商事 代表取締役 鈴木一利

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年一月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年一月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社鈴茂商事

三 建物の名称及び所在地

パロー正家店

恵那市長島町正家字赤田三六六番一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 三九七平方メートル

(変更後) 四〇一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 九一・九七立方メートル

(変更後) 九四・四立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 四箇所

(変更後) 五箇所

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業上矢作東部地区小笹原第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十二年一月二十六日から

同 年二月二十四日まで

二 縦覧場所

恵那市市役所揭示場及び矢作揭示場

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|-------------|---------|------------|-------------|--------------------|---|---|
| 平成二十二年一月十五日 | 株式会社三洋組 | 岐阜市正木六三三番地 | 代表取締役 久保 正志 | 建設業の許可番号及び許可を受けた業種 | 岐阜県知事許可(特 十八) 第四九二号 平成十八年七月十五日 土木、とび・土工、石、ほ装及び水道施設工事業 | 処分の原因となつた事実及び処分の内容 |
| | | | | | | 平成二十一年十一月九日、法人税法違反の罪により法人が罰金刑、代表取締役兼経理責任者であった者が懲役刑の判決を受け、同年十一月二十五日、その刑が確定 |

| | | | | | |
|--------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------------|--|--|
| <p>平成二十二年一月十五日</p> | <p>株式会社 山佐組</p> | <p>関市洞戸市 場二八一番 地の二一</p> | <p>代表取締役 久保 加奈子</p> | <p>岐阜県知事許 可(特 十八) 第一一〇四 号 平成十八年六 月二日 土木、建築、 土工、とび・ 土工、屋根、 タイル・れん が・ブロック 鋼構造物、ほ 装、内装仕上 及び水道施設 工事業</p> | <p>平成二十一年十一 月九日、法人税法 違反の罪により法 人が罰金刑、経理 責任者であった者 が懲役刑の判決を 受け、同年十一月 二十五日、その刑 が確定したことに よる営業停止処分 ただし、建設業の 営業の全部につい て、平成二十二年 一月二十九日から 一月三十一日まで の三日間に限る。</p> |
| <p>平成二十二年一月十五日</p> | <p>株式会社 サンテック</p> | <p>関市洞戸市 場三〇七番 地の五</p> | <p>代表取締役 橋口 昇</p> | <p>岐阜県知事許 可(般 二十) 第三五〇〇六 五号 平成二十年八 月六日 土木、とび・ 土工、石、ほ 装及び水道施 設工事業</p> | <p>平成二十一年十一 月九日、法人税法 違反の罪により法 人が罰金刑、取締 役兼経理責任者で あった者が懲役刑 の判決を受け、同 年十一月二十五日、 その刑が確定した ことによる営業停 止処分。ただし、 建設業の営業の全 部について、平成 二十二年一月二十</p> |

| | | | | | |
|--------------------|---------------------|------------------------|---------------------------|--|--|
| <p>平成二十二年一月十五日</p> | <p>有限会社 三葉組</p> | <p>山県市船越 一六五番地</p> | <p>代表取締役 久保 鷹</p> | <p>岐阜県知事許 可(般 二十) 第一〇〇五四 七号 平成二十一年 三月二十六日 土木、とび・ 土工、石、質 ほ装、造園及 び水道施設工 事業</p> | <p>平成二十一年十一 月九日、法人税法 違反の罪により法 人が罰金刑、経理 責任者であった者 が懲役刑の判決を 受け、同年十一月 二十五日、その刑 が確定したことに よる営業停止処分 ただし、建設業の 営業の全部につい て、平成二十二年 一月二十九日から 一月三十一日まで の三日間に限る。</p> |
|--------------------|---------------------|------------------------|---------------------------|--|--|

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量(平成二十年度 木曾川上流河川管理測量)

三 作業期間

平成二十一年四月十三日から

同 年十二月二十五日まで

四 作業地域

大垣市、瑞穂市、海津市及び養老郡養老町（揖斐川右岸堤河川距離標二四・八キロポストから四四・〇キロポスト地域、同左岸堤河川距離標二六・八キロポストから四四・〇キロポスト地域）地内

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市丹生川町桐山の一部（桐山）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（丹生川町桐山の一部）の地籍図
岐阜県高山市（丹生川町桐山の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年一月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市上宝町蔵柱の一部（蔵柱上）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍図
岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年一月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市大湫町の一部（大湫2）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（大湫町の一部）の地籍図
岐阜県瑞浪市（大湫町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年一月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

山県市

二 調査を行った地域

岐阜県山県市谷合の一部（谷合2）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県山県市（谷合の一部）の地籍図
岐阜県山県市（谷合の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年一月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（越原）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年一月二十六日

指定管理者の指定

世界淡水魚園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八第一号の規定により公示する。

平成二十二年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

各務原市川島笠田町一五六四番地一
株式会社オアシスパーク

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十二年一月二十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社